

2022年10月から企業型DC加入者のiDeCo加入対象範囲が拡大！

- 企業型DC加入している方もiDeCoに加入しやすく
- 事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCo加入が可能に
- マッチング拠出とiDeCoは、どちらかを選択可能に
- 選択制DCとiDeCoの同時加入が可能に



1. はじめに

2020年6月5日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布されました。企業年金NEWS第31号では、法改正の概要をご案内いたしました。本NEWSでは、法改正のうち「企業型DC加入者におけるiDeCo加入対象範囲の拡大」について解説いたします。

2. 企業型DC・iDeCoの現状

iDeCoの同時加入を規約で定めているのは1,588事業所*で、企業型DCを導入している全事業所の約4%となり、現在の法令では、企業型DC加入者の多くはiDeCoに加入できない状況です。

2020年3月末現在

企業型DC加入者	約725万人	マッチング拠出導入事業主	10,027事業所
企業型DC実施事業所数	36,449事業所	マッチング拠出実施人数	約113万人
iDeCo同時加入を規約に定めている事業所	1,588事業所*	※ 2020年4月23日までにiDeCo同時加入を承認された規約数となります。	

出典元：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2020年3月末)」より
国民年金基金連合会「個人型年金同時加入可能企業一覧(2020年4月23日更新)」より

3. 企業型DC加入者におけるiDeCo加入対象範囲の拡大(2022年10月施行)

企業型DC加入者のうちiDeCoに加入できるのは、これまでiDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定めがあって事業主掛金の上限を引下げた企業の従業員に限られていました。

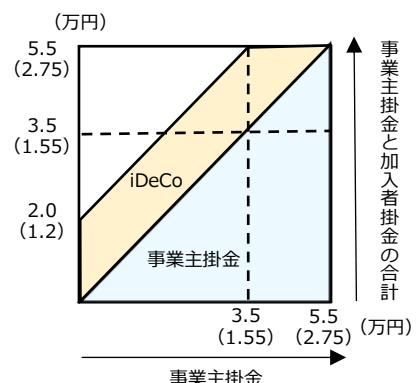
しかしながら、ほとんど活用されていない現状にあることから、2022年10月から規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCoに加入できるようになります。

POINT1 “事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCoへの加入が可能”

iDeCo加入を認める労使合意に基づく規約の定めがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCoに加入できるようになります。

この法改正で企業型DC加入者全員にiDeCo加入の道が開かれます。また、これまで事業主掛金が少額につき、拠出限度額を余らせていた企業型DC加入者が、加入者自身の判断によりiDeCoに加入することで税制優遇をフル活用して、老後の資産形成を行うことが可能となります。

【右表の、()内の金額は、確定給付企業年金ありの場合】



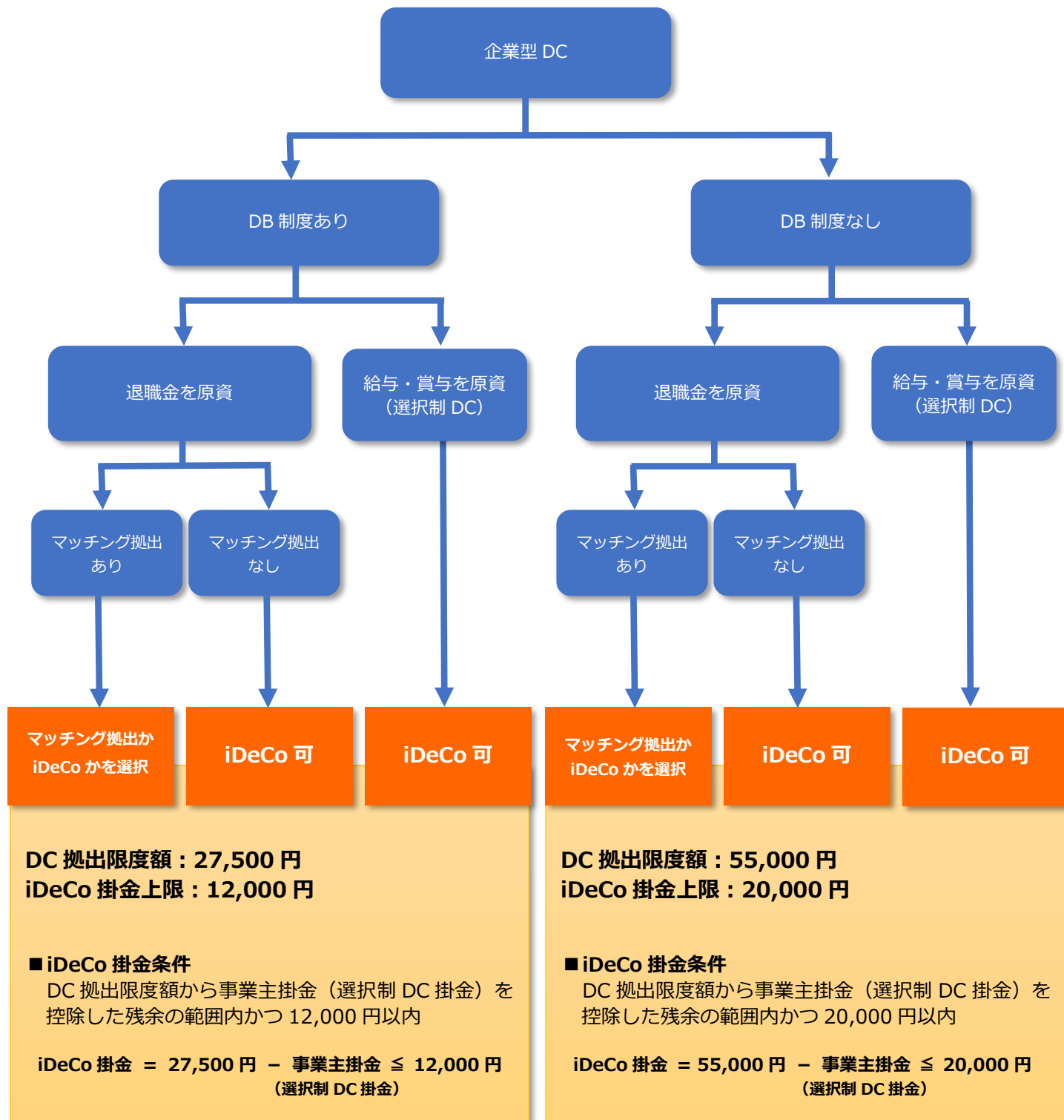
POINT2 “マッチング拠出(加入者掛金)とiDeCoはどちらかを選択可能に”

マッチング拠出(加入者掛金)を実施している企業の従業員は、これまでiDeCoに加入することができませんでしたが、2022年10月以降は、「マッチング拠出をするか」、「iDeCoに加入するか」を加入者自身で選択できるようになります。

POINT3 “選択制DCとiDeCoの同時加入が可能に”

選択制DCを実施している企業の従業員は、これまで選択制DCに加入しないことを条件にiDeCoに加入することができましたが、2022年10月以降は選択制DCとiDeCoの合計額が拠出限度額の範囲内であれば、選択制DCとiDeCoの同時加入ができます。

4. 2022年10月からの企業型 DC 加入者における iDeCo 選択イメージ



〈ろうきん〉は労働組合の企業年金・退職金を守る取組みを支援しています。
制度研修会・iDeCo への移換手続きサポート等〈ろうきん〉にご相談ください。

【労働金庫連合会 営業推進部】 Tel:03-3295-9341 Fax:03-3295-8039

Mail:suishin@rokinbank.or.jp

注)本資料は情報提供を目的としており、加入者等に対する特定商品の推奨・助言を目的としたものではありません。
信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性、完全性が保証されているものではありません。